

議案第三十九号

杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十六年六月八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区プールの衛生管理等に関する条例（昭和五十年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「プール水」の下に「（プールに設けられた遊泳又は水浴に利用する貯水槽に貯水されている水をいう。）」を加える。

第四条に次の一項を加える。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第五条の次に次の一条を加える。

（小規模プールの管理）

第五条の二 小規模プール（容量五十立方メートル未満の貯水槽を設け、公衆に遊泳をさせる施設（プールを除く。）をいう。）を経営する者は、当該施設を第三条第三項に規定する基準に適合させるよう努めるとともに、前条に規定する措置を講ずるよう努めな

ければならない。

第六条中「前条」を「第五条」に改める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区プールの衛生管理等に関する条例第三条第一項の規定によりプールの経営の許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、この条例による改正後の杉並区プールの衛生管理等に関する条例第三条第三項第四号の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、プールを増築し、改築し、又はプールの大規模の修繕をする場合は、この限りでない。

(提案理由)

プールの水質に起因する疾病の発生防止策の一層の推進を図る等の必要がある。

杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(許可等) 第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、第一項の規定により許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 給水設備は、給水管にプール水（プールに設けられた遊泳又は水浴に利用する貯水槽に貯水されている水をいう。）が逆流しない構造とすること。</p> <p>五 九 略</p> <p>4 略</p> <p>(手数料)</p>	<p>(許可等) 第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、第一項の規定により許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 給水設備は、給水管にプール水 が</p> <p>逆流しない構造とすること。</p> <p>五 九 略</p> <p>4 略</p> <p>(手数料)</p>

資 料

第四条 略

2| 既納の手数料は、還付しない。ただし、
区長が特別の理由があると認めたときは、
この限りでない。

(小規模プールの管理)

第五条の二 小規模プール(容量五十立方メートル未満の貯水槽を設け、公衆に遊泳をさせる施設(プールを除く。)をいう。)を経営する者は、当該施設を第三条第三項に規定する基準に適合させるよう努めるとともに、前条に規定する措置を講ずるよう努めなければならない。

(管理者の設置)

第六条 許可経営者は、第五条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。

第四条 略

(管理者の設置)

第六条 許可経営者は、前条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。